

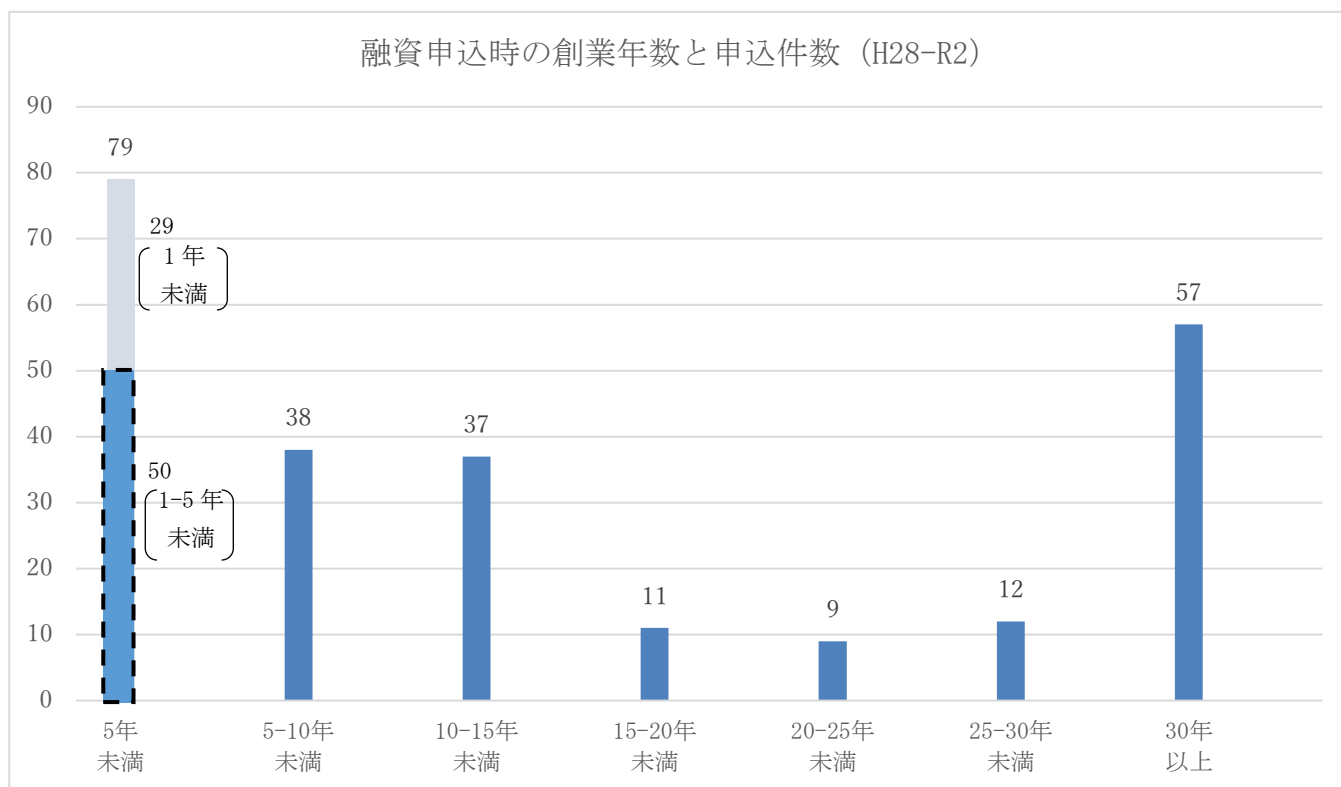
法改正に伴う改正以外の改正内容について

(1) 「創業支援資金」の対象範囲の拡大

市融資制度利用状況によると、創業1年以上5年未満の創業者の多くが市融資制度を活用していることが分かります。当該時期は、事業が軌道に乗りはじめ経営の安定化や事業拡大を検討するにあたって融資を活用することが多く、本市内での事業継続・拡大、雇用創出を支援するため、また、他市の動向も踏まえ、創業者向け融資メニューである「創業支援資金」の対象を「開業後1年未満」から「開業後5年未満」に広げるものです。

● 「創業者」の市融資制度利用状況（過去5年度）

創業年数	H28	H29	H30	H31	R2	合計
1年未満	11 (16.9%)	12 (17.6%)	1 (2.0%)	3 (6.5%)	2 (15.4%)	29 (11.9%)
1年以上5年未満	12 (18.5%)	9 (13.2%)	9 (17.6%)	15 (32.6%)	5 (38.5%)	50 (20.6%)
5年未満	23 (35.4%)	21 (30.9%)	10 (19.6%)	18 (39.1%)	7 (53.8%)	79 (32.5%)
融資件数	65	68	51	46	13	243



参考 他市との比較

県内他市において、創業者向け融資制度を設けているのは19市あり、そのうち11市は、創業から5年未満の創業者を対象にしている。

対象	実施市数（割合）	例
創業1年未満	7市（36.8%）	我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市 ほか
創業1年以上5年未満	1市（5.3%）	八千代市
創業5年未満	11市（57.9%）	柏市、流山市、船橋市、千葉市 ほか
合計	19市	

(2) 市外転出した事業者への対応

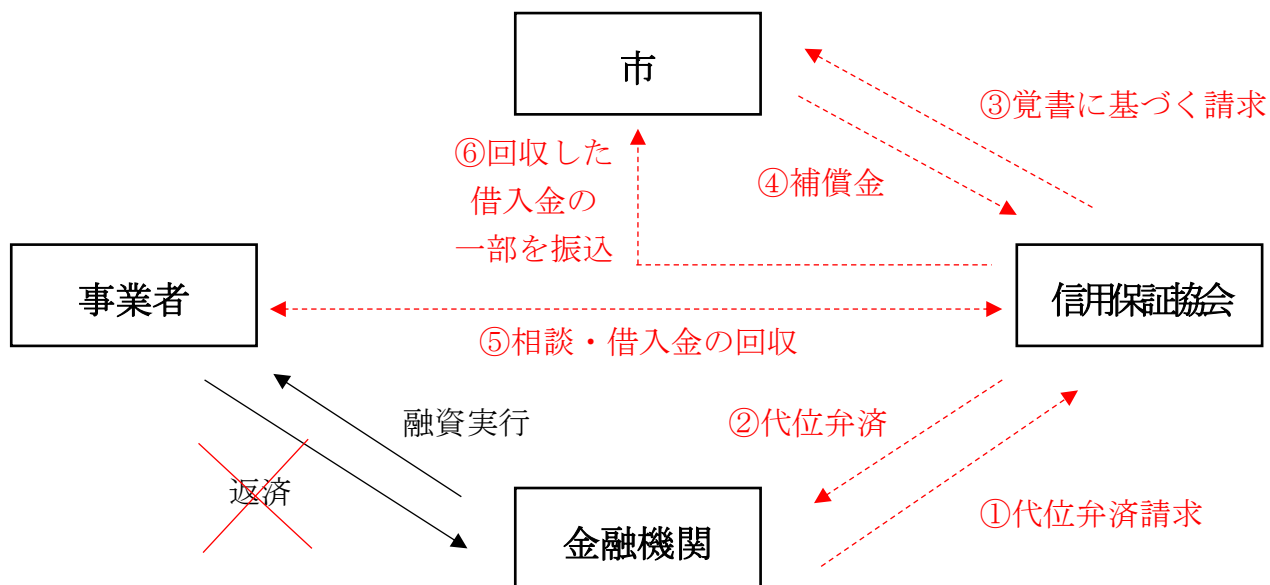
【信用保証と代位弁済】

中小企業が銀行などの金融機関から融資を受けようとする場合、その成長性や経営のリスクが大企業に比べて大きいいため、中小企業がスムーズに資金を調達できるよう、信用保証協会が、中小企業の委託に基づき金融機関に対して信用保証を行っています。

事業者が何らかの理由で返済が困難になった場合は、信用保証協会は金融機関に対して代位弁済を行い、中小企業に代わって、金融機関に借入金を返済することになります。

→市は、信用保証協会との覚書に基づき代位弁済額の一部を補償金として支払っています。信用保証協会は、事業者と相談しながら借入金を回収し、その一部を市に振り込んでいますが、回収が困難となると求償権を放棄することになります。

参考 事業者が返済困難になった場合の流れ



代位弁済件数（昭和57年度～令和2年度）

代位弁済件数	回収済み	回収中	求償権放棄
26	3 (11.5%)	15 (57.7%)	8 (30.8%)

代位弁済に至った場合で、損失補償金を回収できたケースは、わずか3件（11.5%）であり、多くのケースは、求償権放棄となっています。

求償権放棄後は、当事者の市税納付が補償金回収の原資になると考えられますが、市外移転事業者は、市税の納付がありません。

そのため、貸付期間内に市外転出した事業者に対処できるように、残債の返還について、条文に明記するものです。